

暁野区 景観形成住民協定書

(目的)

第1条 この協定は、伊那市東春近暁野区をみどり豊かで美しく静かな生活環境を保つことを目的とします。

(名 称)

第2条 この協定は、美しいまち[暁野区景観形成住民協定]といいます。以下協定といいます。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、伊那市暁野区の別図に示す区域とします。

但し、暁野区に隣接し、区民が管理する駐車場も含みます。

(協定のとりきめ)

第4条 この協定は、区域内の住民の3分の2以上の合意によりとりきめます。

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結後5年間とします。但し、期間満了前までに、第7条の規定に基づく措置がとられないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

(協定の運営)

第6条 この協定を運営し、協定を効果的に推進するために、協定運営委員会を組織します。委員長、副委員長、会計を各1名と若干名の委員により運営します。

任期は暁野区役職の任期期間と同等とします。ただし再任をさまたげません。

(協定の変更・廃止)

第7条 この協定の、事項または有効期間の変更、もしくは廃止については、協定の参加者の3分の2をこえるものの合意をもって成立するものとします。

(協定事項)

第8条 (協定の目的を達成するために私達は次の事項を守り美しい街づくりに努めます。)

- (1) 建築物は、一戸建個入専用住宅としましょう。(二世帯同居住宅を含む。) ただし、店舗地区については、分譲契約のとおりとします。
- (2) 建築物の、高さ、境界の距離等はおとなりに迷惑を及ぼさないようにし、屋根、壁、フェンス等の色彩は地域に調和したものにしましょう。
- (3) 敷地内で植栽が可能な場所の緑化に努めましょう。
- (4) 敷地内の樹木の境界からはみ出しには、各自で素早く対処しましょう。
- (5) 敷地内に自己の用に供する以外の広告物、看板等は設けないようにし、自己の用のものでも、あまり大きな物や派手な色彩の物は避け、地域に調和したものにしましょう。
- (6) 自動販売機は、空缶等の散乱につながる恐れもありますので、専用住宅の敷地に設置することはやめましょう。

曉野区

